

居宅介護支援重要事項説明書

1.事業所の概要

提供できるサービスの地域と種類

事業所名	介護老人保健施設 リストーロ若宮
所在地	福岡県宮若市沼口964-1
サービス内容と指定番号	居宅介護支援 4055880084
サービスを提供する地域	宮若市・鞍手町・小竹町・宗像市

2.事業所の運営方針

(1)

医療法人志成会・禰若宮医院が開設する、介護老人保健施設リストーロ若宮(以下「事業所」という)が行う居宅介護支援(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2)

事業所の介護支援専門員は、要介護者の特性を踏まえて、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むために必要な保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、居宅サービス計画の作成・介護保険施設への紹介・その他の便宜の提供を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所等に不当に偏する事の無いように公正・中立・総合的に行う事とし、利用者等に対しては居宅サービス事業者などの紹介を求める事及び居宅サービス計画原案に位置付けた事業者の選択理由の説明を求める事が可能である事について十分説明を行うものとする。

3.事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類	人員
管理者	管理及び業務の実施状況把握、その他の管理を一元的に行うものとする。	1名 (介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	要介護者等に対する居宅サービス計画の作成、指定居宅サービスが受けられるように連絡調整、施設への紹介、その他便宜の供与を行う。	常勤 2名 (管理者と兼務)

4.サービス提供の時間帯

営業日	月曜日から土曜日までとする。 ただし8月14日、8月15日・12月31日から1月3日及び祭日は除く。
営業時間帯	8時30分から17時00分までとする。 留守番電話等により24時間常時連絡可能とする。

5.相談窓口・苦情相談 サービスに関する相談や苦情においては、次の窓口で対応する。

相談コーナー	住所：宮若市沼口 946-1
	電話番号：0949-52-3336 FAX 番号 0949-52-1772
	相談員： 岩本 孝人

6.（虐待の防止） 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

7.サービス利用料金

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法廷代理受領)は、ご利用者の自己負担はない。但し、ご利用者の介護保険料の滞納などにより、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する事が出来ない場合は、この限りではない。
- (2) 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが契約期間中に変更になった場合は関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用される。
- (3) 前期 1 のサービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料。
通常の事業の実施地域以外の相談があった場合には利用者及びその家族等と相談の上適切な事業所を紹介する。

(令和6年4月改正)

要介護度	基本単位
要介護 1・2	1.076 単位
要介護 3・4・5	1.398 単位

加算項目	加算単位
初回加算	300 単位
入院時情報連携加算 (I)	200 単位
入院時情報連携加算 (II)	100 単位
退院・退所加算 (I) イ	450 単位
退院・退所加算 (I) オ	600 単位
退院・退所加算 (II) イ	600 単位
退院・退所加算 (II) オ	750 単位
退院・退所加算 (III)	900 単位
通院時情報連携加算	50 単位